

令和8年4月10日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

**電気毛布（敷毛布）、電気シェーバーに関する事故（リコール対象製品）について**

- |   |    |
|---|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故<br>石油温風暖房機（開放式）1件  | 1件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因が疑われる事故<br>電気毛布（敷毛布）1件、電気シェーバー1件  | 2件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因か否かが特定できていない事故<br>（うちヘアドライヤー1件、リチウム電池内蔵充電器2件、<br>パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）1件、<br>バッテリー（リチウムイオン、電気掃除機用）1件、<br>ノートパソコン1件、携帯電話機（スマートフォン）1件） | 7件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件<br>該当案件なし   |    |
| 1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。   |    |

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

## 6. 特記事項

### (1) 株式会社星テックが輸入した電気毛布（敷毛布）について (管理番号：A202600015)

#### ①事故事象について

株式会社星テック（法人番号：T9040001107402）が輸入した電気毛布（敷毛布）を使用中、当該製品を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

#### ②当該製品のリコール（回収・返金）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、3件の重大製品事故が発生したことから、事故の再発防止を図るため、2025年（令和7年）4月18日にウェブサイトへの情報掲載、プレスリリースの配信・公開、メール配信及びDMでの周知を行い、対象製品について回収及び返金を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A202600015）が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

#### ③対象製品：商品名、JANコード、製造番号、品番、販売期間、対象台数

商品名	JANコード	製造番号	品番	販売期間	対象台数
電気敷毛布	196336771230	P024060513614179	14080	2024年11月6日 ～ 2025年2月4日	2,080
		P024060513614178			
		P024060513614180			
		P024060513614177			
		P024060513614174			

2025年（令和7年）4月18日からリコール（回収・返金）を実施  
回収率：49.3%（2026年3月20日時点）

#### <リコール対象製品での事故件数>

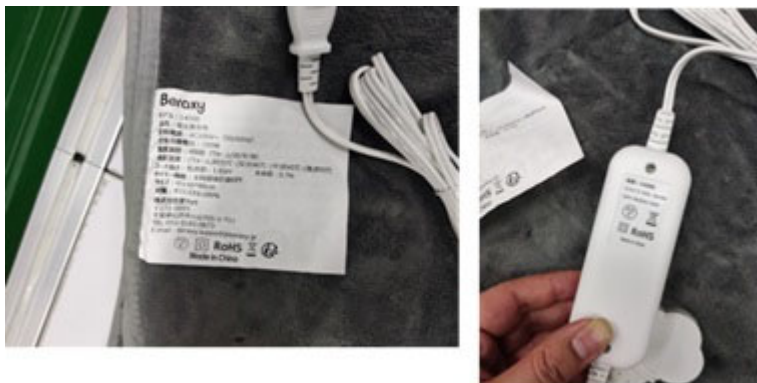
対象製品におけるリコール対象の内容による2024年度以降の事故（消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき重大製品事故の報告を受けたもの）は、本件のみです。

#### <対象製品の外観及び確認方法>

##### 外観



## 確認方法



### ④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う回収及び交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

#### 【問合せ先】

株式会社星テック

電話番号：050-3183-0673

受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日・事業者休日を除く。）

メールアドレス：[beraxy.support@beraxy.jp](mailto:beraxy.support@beraxy.jp)

ウェブサイト：<https://www.hoshitec.co.jp/%e3%80%8c%e9%9b%bb%e6%b0%97%e6%95%b7%e3%81%8d%e6%af%9b%e5%b8%83%e3%80%8d%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e5%95%86%e5%93%81%e4%b8%8d%e5%85%b7%e5%90%88%e3%81%ae%e3%81%8a%e8%a9%ab%e3%81%b3%e3%81%a8/>

(2) パナソニック株式会社が製造した電気シェーバー用USBケーブル（「電気シェーバー」として公表）について  
（管理番号：A202600016）

①事象について

パナソニック株式会社（法人番号：3120001236504）が製造した電気シェーバーに他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続して充電中、当該製品とUSBケーブルとの接続部を溶融する火災が発生しました。

事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品本体のUSBソケットとUSBケーブルの接続部分に水や液体が付着した状態で充電を行ったことにより、電氣的短絡が発生し、接続部分の発熱により同部分周辺の樹脂溶融に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2025年（令和7年）5月21日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載を行い、対象製品について過熱保護機能付USBケーブルへの無償交換を実施しています。

③対象製品：商品名、品番、製造番号、製造期間、対象台数

商品名	品番	製造番号	製造期間	対象台数
ラムダッシュ パームイン	ES-PV6A	230701 ～	2023年7月1日 ～	94,747
	ES-PV3A	240509	2024年5月9日	90,058
エントリーシェーバー3枚刃	ES-RT4AU	230301 ～	2023年3月1日 ～	56,542
	ES-RT1AU	240731	2024年7月31日	132,622

2025年（令和7年）5月21日からリコール（無償交換）を実施  
交換率：21.3%（2026年4月5日時点）

<リコール対象製品での事故件数>


対象製品におけるリコール対象の内容による2023年度以降の事故（消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたもの）は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況
2025年度	22	火災
2024年度	0	—
2023年度	0	—

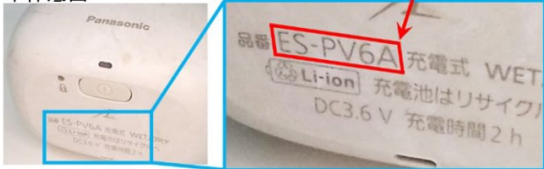
※当該事故（管理番号：A202600016）は含まない。

＜対象製品の外観及び確認方法、対象製品の品番および製造番号の表示位置＞  
ラムダッシュ パームイン

**製品本体写真**




**①品番表示箇所**  
本体底面



品番

**②製造番号表示箇所**

外刃フレームは ⇨ を押すことで外すことができます。



適用アダプター RU1-01  
替刃品番 外刃 ES9181  
内刃 ES9170  
23年製 230922

外刃フレームを外した状態

製造番号

エントリーシェーバー3枚刃

**製品本体写真**



本体裏面

**①品番表示箇所**

品番 ES-RT4AU

充電式  
DC1.2V 充電時間 2h  
適用アダプター RU1-01  
替刃品番 外刃 ES9087  
内刃 ES9068  
充電池はリサイクルへ  
NI-MH  
パナソニック株式会社  
Made in China  
23年製  
230316

**②製造番号表示箇所**

### <交換部品>

同梱のUSBケーブルを、無償で過熱保護機能付USBケーブルに交換します。  
※見分け方：交換させていただく過熱保護機能付USBケーブルには、Type-C側のプラグ樹脂部分に、温度計マークがあります。

#### ラムダッシュ パームイン



#### エントリーシェーバー 3 枚刃



### ④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、まだ事業者の行う過熱保護機能付USBケーブルへの無償交換を受けていない方は、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。また、取扱説明書にも記載の通り、USBソケットがぬれている状態での充電は行わないでください。

#### 【問合せ先】

受付時間：9時～17時（土曜日、日曜日、祝日、事業者休日を除く）

電話番号：0120-870-070

オンライン受付フォーム：<https://www.panasonic.com/jp/company/living-appliances/shaver/2505/>

※24時間受付可能

ウェブサイト：[https://www.panasonic.com/jp/company/living-appliances/product\\_information/c/2505.html](https://www.panasonic.com/jp/company/living-appliances/product_information/c/2505.html)

**【本発表資料の問合せ先】**

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：荒木、別所、上田（俊）、箭竹、上田（謙）

電 話：03(3507)9204（直通）

U R L：<https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：日野、山田、中谷

電 話：03(3501)1511（内線）4311

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600022	令和8年2月9日	令和8年4月8日	石油温風暖房機 (開放式)	FW-427S	ダイニチ工業株式会社	火災	当該製品を点火したところ、当該製品及び建物を全焼する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	令和8年2月27日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月31日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600015	令和8年3月12日	令和8年4月7日	電気毛布(敷毛布)	14080	株式会社星テック (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	滋賀県	令和8年3月26日に消費者安全法の重大事故等として公表済 令和7年4月18日からリコールを実施 (特記事項を参照) 回収率: 49.3%
A202600016	令和8年3月24日	令和8年4月7日	電気シェーバー	ES-PV3A	パナソニック株式会社	火災	当該製品に他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続して充電中、当該製品とUSBケーブルとの接続部を溶融する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品本体のUSBソケットとUSBケーブルの接続部分に水や液体が付着した状態で充電を行ったことにより、電氣的短絡が発生し、接続部分の発熱により同部分周辺の樹脂溶融に至ったものと考えられる。	東京都	令和7年5月21日からリコールを実施 (特記事項を参照) 交換率: 21.3%

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600013	令和8年1月7日	令和8年4月6日	ヘアドライヤー	火災 軽傷1名	当該製品を使用中、当該製品の電源コード部を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和8年4月2日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年4月3日
A202600014	令和8年3月7日	令和8年4月6日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、異音とともに当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	宮城県	令和8年3月19日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月26日
A202600017	令和8年3月24日	令和8年4月7日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	火災	当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202600018	令和8年2月8日	令和8年4月7日	バッテリー(リチウムイオン、電気掃除機用)	火災	火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	新潟県	令和8年2月27日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月21日
A202600019	令和7年12月27日	令和8年4月7日	ノートパソコン	火災 重傷1名 軽傷2名	火災が発生し、現場に当該製品があり、1名が重傷、2名が軽傷を負った。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月30日
A202600020	令和8年3月23日	令和8年4月7日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	令和8年4月2日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202600021	令和8年3月6日	令和8年4月8日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	店舗で火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	宮城県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月16日

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし